

京公審答申第29号
平成10年3月31日

京 都 府 知 事
荒 巻 禎 一 様

京都府公文書公開審査会
会 長 芦 田 禮 一

公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

平成8年1月12日付け8河第14-6号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

実施機関が非公開とした「地元対応に係る報告文書（平成 2 年 1 月～平成 6 年 3 月）」及び「地元対応に係る報告文書（平成 6 年 4 月～平成 7 年 6 月 2 1 日）」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載する部分を除き公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 7 年 6 月 2 2 日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和 6 3 年京都府条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「鴨川陶化橋上流域環境整備事業に係る一切の文書 1 9 9 0 年～」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、条例第 8 条第 3 項に規定による決定期間の延長を行い、平成 7 年 1 0 月 2 3 日、上記請求に対応する公文書の一つとして本件公文書を特定の上、これを公開しないとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 本件公文書を公開しない理由は、条例第 5 条第 4 号及び第 6 号に、「地元対応に係る報告文書（平成 2 年 1 月～平成 6 年 3 月）」中個人印の印影部分については同条第 1 号及び第 7 号にも該当するためとした。
- 4 平成 7 年 1 2 月 1 1 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 鴨川陶化橋上流域環境整備事業について

実施機関は、同事業の対象建築物を河川法上許可できないものであり、河川法違反の物件である、と説明するが、隣接する私有地において許可がなくとも建築されている建物が存在し、実施機関のこのような理由説明は自らの責任を隠ぺいするものである。また、これらの物件が河川法に抵触しているとの判断は非常に疑義のあるところである。

2 条例第5条第6号及び第4号に該当しないことについて

実施機関は、本件公文書について「これらの文書はその記録が公開されるということを前提に行われたものではないことから、これを公開することは長期間にわたって築き上げてきた参加者との間における信頼関係が水泡に帰し、今後同様の話し合いを適切に実施することが困難になる。」と理由説明する。しかし、条例は原則公開を宣言しており、実施機関が、その情報を公開するか非公開とするかは、公開請求された時点で当該実施機関が現に保存し、又は保管している公文書に対してする判断であって、情報の作成前に「これらの交渉はその記録が公開されるということを前提に行われたものではない。」と断言することは、条例前文で「知る権利」の具体化を図るとともに、府民が必要とする情報を多様な形態によって積極的に提供し、もって府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与するため、この条例を制定する。」とした条例制定の理念及び目的に背く不当なものである。

条例は、情報を公開することによって、恣意的な行政の事務執行を認めず、公正な府政の実現を目指すものである。あらかじめ、公開拒否を決めて、それを前提に情報を作成することは、条例の趣旨からしても許されず、情報の公開を求める請求権者の利益は「請求以前」より著しく侵害され、なきに等しい。

以上のことから、実施機関が条例第5条第6号及び第4号に該当するとした理由説明に根拠はない。

3 条例第5条第1号及び第7号に該当しないことについて

実施機関は、個人の印影を公開すれば問題が生じると理由説明する。私人の印影についてはおおむね合意するが、公文書に押印した公務員の印影まで非公開の対象にはならないと考える。他市においては、公開されていることから明らかである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 鴨川陶化橋上流域環境整備事業について

京都市南区陶化橋の上流の鴨川右岸（西岸）の河川敷には堤防に沿って多くの建物等が存在している。これらの建物等は、その多くが昭和30年代に建てられたもので、その居住者の大部分は在日韓国朝鮮人である。これらの建物等は河川法違反の物件であり、同法に基づく処分により除却を図るべきであるが、この問題は、総合的な対策が必要であるという認識から平成4年4月には国（建設省）、京都府及び京都市の三者により鴨川陶化橋上流域環境整備対策本部を設置し、現在、抜本的解決に取り組んでいる。

事業を進めるに当たっては、事業の直接の対象者である河川敷地居住者のほか、工事等により影響を受ける周辺地域の住民等と話合いの機会を確保し、そこで得られた情報等について可能な限り事業に反映させるとともに、事業に係る理解と協力を求めているところである。

本事業は、河川敷地居住者を受け入れることのできる公営住宅を建設し、また、移転に際する経費の一部を助成することによりその自主的移転を促進しようとするもので、移転後河川改修事業を導入し、河川の治水安全性を高めるとともに環境面にも配慮した整備を行うものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、鴨川陶化橋上流域の環境整備を進めるに当たり、周辺住民等との間で行った、話合いに係る報告文書で、日時、場所、出席者名のほか、概要又は発言者名を記したやりとりを記録し、当日の配布資料を添付したものである。

3 条例第5条第6号に該当することについて

本環境整備事業は、歴史的社会的背景により起因した河川敷地の不法占拠に対し、抜本的解決を図ろうとするものである。国・府・京都市において検討・調整を行いながら、現行制度の枠内で実施可能な行政施策を最大限に活用しながら進めているもので、話合いの中で合意を積み重ね、事業実施とその進捗よくに対する理解を求めながら進めているものである。

本件公文書は、この経過を具体的に記録したもので、関係者からの事業に

対する要望とそれに対する行政の回答、提案という交渉的やりとりを中心的な内容とし、相手方の発言は、地域の固有事情や個人的内容に係るもので、席上自由にされているものである。

(1) 条例第5条第6号前段について

本件公文書は、未だ進ちよく中の事業に係る報告書であり、当該事業の交渉経過全体が意思形成過程情報であり、将来の同種の事務事業の公正かつ適切な意思形成に支障が生じる。さらに、行政側から提示している内容は、交渉の場で確定している部分はあるものの、地元の理解を得る過程で変更、修正する余地があるものもあり、このような内容が一人歩きすることにより府民に無用の誤解や混乱を生じ、本環境整備事業に係る個々の施行内容を具体的に検討し決定していくことについて著しい支障が生じることとなる。

(2) 条例第5条第6号後段について

本件公文書は、発言内容の大部分において発言者名を冠して逐語的に記録しており、発言者名を伏してこれを公開したとしても発言内容から発言者が特定され、発言者自身の考え方・主張が明らかになるとともに、これらの交渉はその記録が公開されるということを前提に行われたものではないことから、これを公開することは、長期間にわたって築き上げてきた参加者との間における信頼関係が水泡に帰し、今後、同様の話し合いを適切に実施することが困難となる。

また、本件公文書のうち、話し合いの内容に係る部分を除く日時、実施場所、出席者又は団体名という外形的部分について公開することは、その地元調整の過程を公開することとなり、特に本事業においては、話し合いを持った地元の団体間において、明確な立場の相違があることから、他への対応との比較がなされることもあり、無用の誤解が生じ、今後、話し合いを適切に実施することが困難になる。

以上のことから、本件公文書を公開すると、本環境整備事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じることは明らかである。

さらに、その交渉過程が公開されるとなると、今後行われる交渉を伴う同種の河川の不法占有に対する環境整備事業についても、率直な意見交換や時期に合った交渉が困難となるとともに、参加者との間における信頼関係も損なわれることになり、適切な執行に著しい支障が生じることとなる。

4 条例第5条第4号に該当することについて

本環境整備事業は、国（建設省）及び京都市と共同して実施しているものであり、本件公文書の大部分が国及び京都市が直接参加し、発言しているものであり、国及び京都市と協力して行う事務に係るものである。

本件公文書の公開・非公開の判断に当たっては、国及び京都市に対し意見を求めたが、事業に係る交渉の内容についての情報であり、本事業のほか、対象地域の状況を個々に判断し実施している府内及び他府県の同種の河川環境整備事業に関し、本件公文書のすべての部分について、公開することにより公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがある旨、回答を得ている。

以上のことから、本件公文書は、国等と協力して行う事務又は国等から依頼、協議等を受けた事務に関して作成し、又は取得した情報であり、これを公開することは、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められる。

5 条例第5条第1号及び第7号に該当することについて

個人の印影の部分については、個人が特定され得るものであり、通常他人に知られたいくないと望むことが正当と認められる。

個人の印影の部分については、公開することにより、それが偽造乱用されることで、個人の財産の保護に支障が生じるおそれがあり、それらの犯罪をあらかじめ防止する必要があると認められる。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、庶民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉えて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書に係る情報は、条例第5条第6号及び第4号に、「地元対応に係る報告文書（平成2年1月～平成6年3月）」中個人印の影部分については、同条第1号及び第7号にも該当すると説明する。

したがって、まず、本件公文書に係る情報が条例第5条第6号に該当するの否かを検討、判断し、なお必要があればその余について検討し、判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、鴨川陶化橋上流域環境整備事業を進めるに当たり、事業地域周辺の各団体、住民等との間で行った話合いに係る報告文書であり、その内容は話合いの日時、場所、出席者のほか、大部分の報告文書において氏名を冠した発言内容とそれに対する行政の応答が逐語的に記載された交渉記録である。

(2) 条例第5条第6号について

条例第5条第6号前段は、公開することにより、府又は国等が行う意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。他方、府民参加の開かれた府政の一層の推進という要請からは、行政の意思形成過程の情報については、意思形成の過程を抽象化して包括的に捉えるのではなく、できる限り意思形成過程の節目ごとに、適当な時期に適切な情報を公開していくべきである。

また、条例第5条第6号後段は、府又は国等が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、許認可その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件公文書は、鴨川陶化橋上流域環境整備事業という進ちよく中の事業に係る関係者との交渉の記録であり、その大部分の記録形態は逐語的に記されたものである。同時業は関係者の生活に密接に関連する事業であり、

事業が進ちよく中であることから関係者との調整は今後とも不可欠であると考えられる。

そこで、本件公文書が条例第5条第6号に該当するか否かを検討するに当たっては、まず本件公文書の内容をいくつかの種類化した部分に分け、それぞれの部分が条例第5条第6号後段に該当するか否かを検討し、これに該当しない部分については同条第6号前段に該当するか否かを検討することとしたが、その結果は以下のとおりである。

ア 条例第5条第6号後段該当性について

- (ア) 交渉の相手方である団体の役員、住民等の氏名（報道機関同席の話合いの団体役員氏名は除く。）等個人が特定され得る部分、紛争内容が記載された部分、発言者の信条等が記載された部分、当該地域の特有の状況が記載された部分について

これらを公開すると、調整を要する関係者との率直な意見交換を妨げ、積み重ねてきた信頼関係が損なわれ、今後の当該事業の目的が達成できなくなり、又は事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

ただし、報道機関同席の上行われた話合いに係る団体役員の氏名については、既に周知の情報となっており、又は公開されることが予定されているものであり、これを公開しても事業の執行に著しい支障が生じるとは認められない。

- (イ) 移転見舞金に係る算定単価等の金額の部分、当該事業に係る公営住宅の家賃に関する部分について

これらを公開すると、今後事業を執行する上で関係者との円滑な交渉ができなくなるおそれがあり、当該事業の目的が達成できなくなり、又は事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

- (ウ) 本件事業に関連する係争中の訴訟に係る部分について

これらを公開すると、当該訴訟に影響を及ぼすおそれがあり、その結果当該事業の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。

- (エ) 未確定な内容の説明が記載された部分、様々な事柄への評価等が記載された部分について

これらを公開すると、今後も調整を要する関係者に誤解が生じるおそれがあり、率直な意見交換を妨げ、積み重ねてきた信頼関係が損なわれ、今後の当該事業の目的が達成できなくなり、又は事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

(オ) 上記(ア)から(イ)まで以外の部分について

既に完了した河川改修工事及び一部の公営住宅建設工事等に係る内容であり、周知の情報となっているものや、事実についての記載であり、これらを公開しても地元関係者との信頼関係を損なうなどにより、事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

イ 条例第5条第6号前段該当性について

意思形成過程の情報であっても、できる限り節目ごとに捉えるという観点から本件公文書について考えてみると、本件は長期間にわたる事業であり、また、整備事業のうち個別の河川改修工事及び公営住宅建設の一部については既に完成していることから、実施機関の主張する本件情報全体を意思形成過程であると捉え非公開とするのは適当でない。個々の情報においては意思形成の過程の情報と認められる情報もあるが、条例第5条第6号後段に該当しないとされた上記ア(オ)の部分については、本件事業が関係者と調整をしながら進めていくという性質上、公開することによって意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれがあるものとは認められない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

実施機関は、本件公文書が条例第5条第6号のほか、同条第4号にも該当すると説明するので、同条第6号に該当しないと判断した部分について、同条第4号に該当するか否かを検討する。

条例第5条第4号は、公開することにより、国等と協力して行う事務又は依頼、協議等を受けた事務の国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件公文書は、国、京都府及び京都市の三者が共同して実施している環境整備事業に係る地元関係者との交渉の記録であり、同号に規定する国等と協力して行う事務に関して京都府が作成した情報であると認められる。

しかしながら、国及び市においてもこの事業を実施機関と同様に進めて

いく立場にあり、実施機関にとって条例第5条第6号に該当しないと判断された部分については、国等にとっても今後の当該事業の目的が達成できなくなり、事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められず、これを公開しても実施機関と国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するとは認められない。

(4) 条例第5条第1号及び第7号該当性について

実施機関は、「地元対応に係る報告文書(平成2年1月～平成6年3月)」中個人印の印影の部分については、条例第5条第1号及び第7号に該当すると説明するので検討、判断する。

条例第5条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件の個人印の印影の部分については、京都府職員の決裁印の印影である。これは個人に関する情報であり、個人が特定され得るものであると認められるが、公務員の職務遂行に関する情報である。この公務員の職務遂行に関する情報については、公務担当職員氏名を以前から公開していることもあり、印影に限り通常他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められない。

次に条例第5条第7号は、公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障が生じたり、公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件は、公務員が公務遂行のため使用している印鑑については、当該公務員が公務以外にも使用していることは考えられるものの、公務員自らが公文書に押印しているものであり、公務員自身が財産等の保護について対処しているものと考えられ、公開することにより支障が生じるとは認められない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

1 答申第6 - 2 - (2) - ア - (ア) 該当部分

報 告 書	非 公 開 部 分
平成2年2月8日 開催分	公務員以外の出席者名、2枚目14行目23文字目から15行目6文字目まで、同16行目2文字目から17文字目まで、同17行目14文字目から18文字目まで、3枚目1行目2文字目から21文字目まで、同3行目11文字目から25文字目まで、同6行目1文字目から23文字目まで、同9行目8文字目から10行目4文字目まで、同12行目2文字目から14行目16文字目まで、同16行目1文字目から24文字目まで、同19行目2文字目から14文字目まで、4枚目3行目2文字目から17文字目まで
平成2年3月14日 開催分	公務員以外の出席者名、3枚目12行目2文字目から6文字目まで、4枚目1行目2文字目から2行目まで、同3行目2文字目から4行目まで、同7行目11文字目から8行目8文字目まで、同11行目2文字目から13行目13文字目まで、5枚目10行目14文字目及び15文字目
平成2年7月27日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2枚目4行目14文字目から5行目10文字目まで、同21行目25文字目から22行目10文字目まで、3枚目2行目4文字目から10文字目まで、4枚目3行目から16行目まで
平成2年12月20日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目20行目3文字目から11文字目まで、同25文字目から27文字目まで、同21行目8文字目から15文字目まで、2枚目3行目2文字目から21文字目まで、同11行目17文字目から12行目23文字目まで、同15行目22文字目から17行目1文字目まで、同23行目2文字目から8文字目まで、同29行目22文字目から29文字目まで、3枚目27行目5文字目から28行目19文字目まで、4枚目17行目17文字目から32文字目まで、同18行目20文字目から19行目26文字目まで、7枚目6行目17文字目から29文字目まで、8枚目4行目11文字目から33文字目まで、同14行目31文字目から15行目2文字目まで、9枚目16行目1文字目から3文字目まで、同24行目2文字目

報 告 書	非 公 開 部 分
	<p>から 5 文字目まで、同25行目 2 文字目から26行目17文字目まで、同29行目 3 文字目から 6 文字目まで、10枚目 3 行目 2 文字目から21文字目まで、11枚目20行目及び21行目、同26行目30文字目から27行目13文字目まで</p>
<p>平成 3 年 2 月 5 日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目28行目及び29行目、2枚目9行目2文字目から5文字目まで、同10行目2文字目から11行目まで、4枚目9行目11文字目から10行目18文字目まで、同18行目1文字目から4文字目まで、同24行目23文字目から26行目8文字目まで、6枚目1行目から4行目まで、同9行目9文字目から13文字目まで、同18行目12文字目から19行目33文字目まで、同21行目から23行目まで、同25行目1文字目から4文字目まで、7枚目17行目4文字目から7文字目まで、同24行目14文字目から27文字目まで、同26行目1文字目から4文字目まで、8枚目1行目1文字目から4文字目まで、同4行目1文字目から4文字目まで、同14行目6文字目から9文字目まで、同18行目1文字目から4文字目まで、同24行目10文字目から13文字目まで、同26行目8文字目から20文字目まで、同27行目4文字目から14文字目まで、9枚目5行目から7行目まで、同10行目1文字目から24文字目まで、同11行目18文字目から12行目12文字目まで、同18行目28文字目から19行目まで、10枚目11行目から12行目9文字目まで、同20行目4文字目から8文字目まで、11枚目20行目及び21行目、同26行目30文字目から27行目13文字目まで</p>
<p>平成 3 年 2 月 18 日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目6行目2文字目から7行目まで、同8行目2文字目から5文字目まで、2枚目23行目から27行目まで、3枚目1行目から7行目まで、同9行目及び10行目、同21行目及び22行目、同25行目から27行目まで、4枚目1行目1文字目から3文字目まで、同7行目及び8行目、5枚目14行目から16行目まで、同18行目26文字目から20行目まで、同22行目から6枚目4行目まで、6枚目6行目から8行目まで、同10行目から12行目まで、同14行目から16行目まで、同18行目</p>

報 告 書	非 公 開 部 分
	<p>から22行目まで、同24行目から7枚目1行目まで、7枚目3行目10文字目から12文字目まで、同6行目5文字目から8文字目まで、同11行目4文字目から7文字目まで、同19行目15文字目から18文字目まで、同25行目32文字目から26行目16文字目まで、8枚目4行目1文字目から4文字目まで、同11行目1文字目から4文字目まで、同13行目1文字目から4文字目まで、同15行目から17行目まで、同21行目1文字目から4文字目まで、9枚目3行目1文字目から4文字目まで、同13行目7文字目から10文字目まで、同15行目1文字目から4文字目まで、10枚目1行目から4行目まで、同9行目27文字目から30文字目まで</p>
<p>平成3年3月1日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目5行目1文字目から4文字目まで、同19行目28文字目から20行目18文字目まで、4枚目8行目1文字目から16文字目まで、同26文字目から9行目7文字目まで、同12行目1文字目及び2文字目、同19行目1文字目から16文字目まで、同22行目4文字目から7文字目まで、同23行目34文字目から24行目3文字目まで、同27行目18文字目から21文字目まで、同30行目5文字目から8文字目まで、5枚目3行目16文字目から19文字目まで、同6行目1文字目から4文字目まで、同12行目4文字目から7文字目まで、同15行目1文字目から12文字目まで、同18行目1文字目から4文字目まで、6枚目27行目17文字目から29行目まで、7枚目1行目から3行目まで、同5行目及び6行目、同8行目14文字目から9行目4文字目まで、同18行目3文字目から22文字目まで、同22行目4文字目から19文字目まで、同23行目10文字目から12文字目まで、同26行目3文字目から5文字目まで、8枚目1行目26文字目から2行目まで</p>
<p>平成3年3月12日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2枚目15行目11文字目から30文字目まで、同21行目14文字目から28文字目まで、同23行目3文字目から24行目まで、同25行目14文字目から26行目7文字目まで、3枚目8行目1文字目から14文字目まで、同14行目6文字目から21文字目まで</p>

報 告 書	非 公 開 部 分
	<p>、 4 枚目 9 行目 7 文字目から11行目まで、同15行目19文字目から20行目まで、 5 枚目20行目及び21行目、同27行目11文字目から25文字目まで、 6 枚目 5 行目12文字目から 6 行目25文字目まで、同17行目及び18行目、同20行目及び21行目、 7 枚目13行目23文字目から14行目 9 文字目まで、同18行目 6 文字目から24文字目まで、同21行目23文字目から22行目まで、同26行目13文字目から33文字目まで、 8 枚目 4 行目14文字目から16文字目まで、同 5 行目12文字目から16文字目まで、同 6 行目から13行目まで、 10枚目20行目から22行目まで、同28行目14文字目から29行目13文字目まで</p>
<p>平成 3 年 4 月 1 日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、 1 枚目 26 行目25文字目から27行目 6 文字目まで、 2 枚目 9 行目11文字目から10行目 9 文字目まで、同17行目 8 文字目から21文字目まで、同24行目から26行目まで、 3 枚目 1 行目から 2 行目 5 文字目まで、同10行目から12行目まで、同14行目から16行目まで、 4 枚目 2 行目 3 文字目から30文字目まで、同 4 行目26文字目から29文字目まで、同 7 行目18文字目から21文字目まで、同11行目 1 文字目から 4 文字目まで、同28文字目から12行目10文字目まで、同14行目 8 文字目から11文字目まで、同23行目 5 文字目から 9 文字目まで、 5 枚目 2 行目 1 文字目から 6 文字目まで、 6 行目 8 文字目から18文字目まで、同11行目12文字目から21文字目まで、同 14 行目 9 文字目から12文字目まで、同19行目 1 文字目から 4 文字目まで、同20文字目から24文字目まで、同21行目及び22行目、同25行目 6 文字目から20文字目まで、同26行目 8 文字目から11文字目まで、同28行目から 6 枚目 4 行目まで、 6 枚目 6 行目から14行目まで、同16行目及び17行目、同19行目から23行目まで、同25行目及び26行目、 8 枚目20行目から22行目まで、同28行目14文字目から29行目13文字目まで、 9 枚目</p>
<p>平成 3 年 6 月 5 日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、 1 枚目 20 行目30文字目から21行目 1 文字目まで、同23行目及び24行目、 2 枚目14行目15文字目から15行目 9 文字目まで、 3</p>

報 告 書	非 公 開 部 分
	枚目11行目から14行目まで、4枚目9行目から23行目まで、6枚目27行目17文字目から28行目18文字目まで、同28行目27文字目から29行目18文字目まで、7枚目1行目25文字目から4行目まで、同6行目から9行目まで、8枚目9行目から20行目まで、9枚目2行目から16行目まで
平成3年6月26日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2枚目7行目29文字目から9行目まで、3枚目19行目1文字目から12文字目まで、8枚目16行目26文字目から17行目25文字目まで
平成3年7月31日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2枚目7行目6文字目から15文字目まで、同10行目1文字目から18文字目まで、同12行目1文字目から5文字目まで、同15行目1文字目から4文字目まで、同18行目14文字目から17文字目まで、同21行目1文字目から4文字目まで、同26行目8文字目から11文字目まで、3枚目3行目6文字目から13文字目まで、同6行目21文字目から27文字目まで、同8行目8文字目から12文字目まで、同9行目7文字目から11文字目まで、同12行目8文字目から12文字目まで、同14行目27文字目から16行目まで、同19行目から22行目まで、同24行目から26行目まで、同27行目13文字目から17文字目まで、4枚目19行目4文字目から8文字目まで、5枚目2行目3文字目から7文字目まで、同3行目6文字目から10文字目まで、同7行目18文字目から22文字目まで、同22行目33文字目から23行目6文字目まで、6枚目3行目1文字目から5文字目まで、9枚目25行目及び26行目、10枚目8行目29文字目から34文字目まで、同12行目1文字目から5文字目まで、23行目13文字目から24文字目まで、11枚目23行目26文字目から24行目21文字目まで、14枚目8行目から14行目まで
平成3年8月21日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目23行目19文字目から23文字目まで、同28行目1文字目から5文字目まで、2枚目7行目9文字目から12文字目まで、

報 告 書	非 公 開 部 分
	<p>同11行目及び12行目、同16行目24文字目から17行目10文字目まで、同24行目19文字目から22文字目まで、同25行目7文字目から10文字目まで、同27行目5文字目から8文字目まで、3枚目10行目31文字目から12行目6文字目まで、同14行目から16行目23文字目まで、同25行目24文字目から26行目15文字目まで、4枚目10行目1文字目から4文字目まで、同6文字目から9文字目まで、同12行目25文字目から13行目33文字目まで、同17行目1文字目から4文字目まで、5枚目5行目7文字目から6行目5文字目まで、同11行目11文字目から17文字目まで、6枚目27行目1文字目から30文字目まで、7枚目9行目27文字目から30文字目まで、同11行目11文字目から14文字目まで、同26行目から8枚目2行目まで、8枚目4行目19文字目から22文字目まで、同9行目から11行目まで、9枚目3行目11文字目から14文字目まで、同8行目10文字目から13文字目まで、同21行目10文字目から19文字目まで、同21文字目から30文字目まで、10枚目2行目及び3行目、同5行目から7行目まで、同10行目17文字目から23文字目まで、同12行目及び13行目、11枚目4行目13文字目から18文字目まで、同7行目1文字目から5文字目まで、同27行目、12枚目20行目から22行目まで、同24行目及び25行目、13枚目17行目6文字目から9文字目まで</p>
<p>平成3年11月15日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目26行目12文字目から18文字目まで、2枚目1行目8文字目から11文字目まで、4枚目11行目28文字目から13行目まで、同22行目から27行目まで、5枚目20行目17文字目から21行目まで、6枚目9行目から11行目まで、7枚目11行目1文字目から25文字目まで、8枚目2行目及び3行目、同8行目から13行目まで、同23行目から25行目まで、9枚目14行目26文字目から32文字目まで、同21行目1文字目から5文字目まで、10枚目3行目から5行目まで</p>
<p>平成3年12月6日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2枚目6行目6文字目から14文字目まで、同9行目10文字目から</p>

報 告 書	非 公 開 部 分
	16文字目まで、同26行目及び27行目、3枚目2行目から6行目まで、同12行目4文字目から14行目まで、5枚目11行目33文字目から12行目14文字目まで、同24行目から27行目まで、7枚目21行目から22行目10文字目まで、同27行目から8枚目4行目まで、8枚目8行目8文字目から25文字目まで、同24行目及び25行目、9枚目23行目24文字目から24行目9文字目まで、10枚目8行目及び9行目
平成4年4月30日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2枚目7行目2文字目から7文字目まで、3枚目18行目から30行目まで、4枚目1行目から14行目まで、同18行目及び19行目、同23行目及び24行目、5枚目2行目から6行目まで、同11行目から15行目まで、同17行目24文字目から26文字目まで、同26行目から29行目まで、6枚目1行目から3行目まで、同5行目から10行目まで、同14行目から17行目まで、7枚目13行目から18行目まで、同20行目から27行目まで、8枚目1行目及び2行目、同7行目から10行目まで、同13行目から19行目まで、同21行目1文字目から26文字目まで、同23行目5文字目から18文字目まで、同24行目14文字目から26行目まで、9枚目10行目から14行目まで、同16行目、同18行目から22行目まで、同24行目及び25行目
平成4年5月18日 開催分	公務員以外の出席者名、2枚目9行目28文字目から10行目2文字目まで
平成4年6月11日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目23行目、同26行目5文字目から8文字目まで、同29行目2文字目から7文字目まで、2枚目1行目から4行目まで、同5行目2文字目から7文字目まで、同6行目から20行目まで、同21行目2文字目から5文字目まで、同22行目から25行目まで、3枚目6行目2文字目から5文字目まで、同12行目27文字目から30文字目まで、同16行目2文字目から6文字目まで
平成4年6月23日	公務員以外の出席者名、1枚目28行目21文字目から24文

報 告 書	非 公 開 部 分
開催分	字目まで、2枚目27行目2文字目から5文字目まで、同29行目2文字目から5文字目まで、同15文字目から29文字目まで
平成4年7月1日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目4行目13文字目から26文字目まで、同23行目2文字目から7文字目まで、2枚目9行目から4枚目26行目まで、6枚目15行目24文字目から16行目21文字目まで、同22行目、同24行目から27行目まで、7枚目4行目及び5行目、同9行目及び10行目、同12行目から15行目まで、同16行目4文字目から9文字目まで、同27行目から29行目まで、8枚目6行目27文字目から7行目17文字目まで
平成4年7月23日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、3枚目15行目1文字目から4文字目まで、7枚目12行目1文字目から4文字目まで、9枚目2行目25文字目から4行目まで、同18行目から23行目まで、10枚目8行目及び9行目
平成4年10月27日 開催分	公務員以外の出席者名、3枚目8行目4文字目から14行目まで
平成5年3月9日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目4行目から11行目まで、同24行目から2枚目3行目まで、2枚目5行目から17行目まで、同19行目から24行目まで、同26行目から29行目まで、同31行目から3枚目3行目まで、3枚目5行目から7行目まで、同9行目から12行目まで、同14行目及び15行目、同17行目及び18行目、同20行目から22行目まで、同24行目から27行目まで、4枚目1行目から6行目まで、同8行目及び9行目、同11行目、同13行目から17行目まで、同19行目から24行目まで、5枚目2行目及び3行目、同5行目及び6行目、同8行目から17行目まで、同19行目から22行目まで、同24行目及び25行目、6枚目4行目から7行目まで、同19行目及び20行目、同22行目から26行目まで、7枚目6行目から8行目まで、同13行目及び14行目、同16行目及び17行目、同24行目及び25行目、

報 告 書	非 公 開 部 分
	10枚目9行目から14行目まで、同16行目から18行目まで、同20行目から26行目まで、11枚目14行目から17行目まで、12枚目23行目から13枚目2行目まで、13枚目4行目から8行目まで、同10行目及び11行目、同16行目から22行目まで
平成5年4月23日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2枚目2行目、同12行目から16行目まで、3枚目2行目及び3行目、同26行目及び27行目、4枚目3行目23文字目から25文字目まで、同9行目5文字目から17文字目まで、同26行目、5枚目6行目及び7行目、同9行目から11行目まで、7枚目25行目及び26行目、9枚目21行目及び22行目、10枚目5行目から11行目まで
平成5年6月3日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、5頁20行目から22行目まで、7頁1行目から5行目まで、同19行目から23行目まで、8頁18行目、12頁17行目から20行目まで、7枚目
平成5年6月24日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、3頁12行目及び13行目、同14行目13文字目から28文字目まで、7頁24行目及び25行目、8頁10行目28文字目から14行目まで、9頁3行目3文字目から25文字目まで、同7行目及び8行目、同11行目から13行目まで、11頁2行目から10行目まで、12頁2行目18文字目から24文字目まで
平成5年7月2日 開催分	4枚目左側24行目、同右側2行目から5行目まで、同20行目14文字目から21行目3文字目まで、同28行目から5枚目左側1行目まで、5枚目左側5行目及び6行目、同8行目及び9行目、同11行目から15行目まで、同22行目及び23行目、同27行目から同右側2行目まで、同右側6行目、同24行目14文字目から27行目まで
平成5年9月10日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1頁21行目及び22行目、3頁6行目1文字目から29文字目まで、4頁22行目14文字目から27文字目まで、6頁7行目及び8

報 告 書	非 公 開 部 分
	<p>行目、9頁11行目から13行目まで、同19行目、10頁20行目から23行目まで、同25行目から11頁1行目まで、11頁3行目から5行目まで、13頁10行目17文字目から25文字目まで、同14行目、同18行目及び19行目</p>
<p>平成5年9月17日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、8頁2行目1文字目から3文字目まで、同4行目から5行目10文字目まで、同7行目から8行目10文字目まで、同13行目10文字目から32文字目まで、同18行目20文字目から19行目まで、12頁11行目11文字目から17行目まで、13頁11行目32文字目から20行目まで、同28行目22文字目から14頁1行目まで、14頁23行目28文字目から25行目まで、15頁11行目25文字目から16行目まで</p>
<p>平成5年10月27日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2頁28行目から3頁13行目まで、3頁23行目から4頁2行目まで、4頁14行目9文字目及び10文字目、同23行目及び24行目、7頁7行目1文字目から7文字目まで、同11行目5文字目から12行目まで、8頁8行目1文字目から3文字目まで、同25行目及び26行目、9頁8行目24文字目から27文字目まで、同20行目1文字目から17文字目まで、同28行目から30行目まで、10頁21行目から24行目まで、13頁6行目、同9行目25文字目から11行目7文字目まで、同24行目31文字目から26行目まで、14頁3行目1文字目から8文字目まで、同4行目から8行目まで、17頁12行目1文字目から5文字目まで</p>
<p>平成5年10月29日 開催分</p>	<p>3頁29行目から31行目8文字目まで、4頁4行目及び5行目、7頁11行目から14行目まで、9頁14行目6文字目から8文字目まで、同25行目6文字目から9文字目まで、10頁2行目6文字目から22行目まで、同25行目6文字目から9文字目まで、同32行目から11頁5行目まで、11頁8行目4文字目から9行目15文字目まで、同10行目10文字目から18文字目まで、同30行目から12頁1行目まで、12頁5行目6文字目から8文字目まで、15頁20行目6文字目から8文</p>

報 告 書	非 公 開 部 分
	<p>字目まで、16頁1行目6文字目から8文字目まで、同6行目6文字目から8文字目まで、同11行目6文字目から8文字目まで、同17行目6文字目から8文字目まで、17頁29行目6文字目から8文字目まで</p>
<p>平成5年11月10日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、2頁11行目及び12行目、3頁9行目1文字目から21文字目まで、同24行目1文字目から22文字目まで、同28行目28文字目から30行目まで、4頁11行目1文字目及び2文字目、同19行目23文字目から20行目18文字目まで、5頁9行目1文字目から10文字目まで、同14行目21文字目及び22文字目、同18行目、同23行目、7頁23行目及び24行目、8頁27行目31文字目から28行目まで、9頁5行目18文字目から10行目まで、同12行目1文字目から23文字目まで、同25行目、10頁4行目及び5行目、13頁29行目、15頁2行目17文字目から20文字目まで、同25行目22文字目から28文字目まで、16頁25行目1文字目から5文字目まで、17頁5行目から7行目まで、同13行目から16行目まで、同20行目31文字目から21行目2文字目まで、同24行目から27行目まで</p>
<p>平成5年11月25日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名</p>
<p>平成5年12月21日 開催分</p>	<p>公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1頁25行目5文字目から8文字目まで、同10文字目から15文字目まで、3頁20行目2文字目から5文字目まで、5頁10行目19文字目から26文字目まで、7頁3行目から5行目まで、10頁5行目及び6行目、同10行目及び11行目、11頁18行目6文字目から11文字目まで、12頁3行目2文字目から4文字目まで、同6行目6文字目から17文字目まで、15頁8行目から9行目3文字目まで、同11行目及び12行目、同14行目14文字目から16行目まで、同18行目から19行目10文字目まで</p>

報 告 書	非 公 開 部 分
平成 6 年 1 月 28 日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、11頁 7 行目、同 9 行目及び10行目、同12行目、同14行目、同16行目、同19行目 6 文字目から22行目まで、13頁14行目、同16 行目 1 文字目から18文字目まで、14頁14行目11文字目から 15文字目まで
平成 6 年 8 月 4 日 開催分	公務員以外の出席者名、2 枚目13行目13文字目から14行 目まで、同40行目 2 文字目から18文字目まで
平成 7 年 2 月 21 日 開催分	公務員以外の出席者の個人名、1 枚目42行目 7 文字目か ら43行目14文字目まで
平成 7 年 3 月 10 日 開催分	2 枚目16行目 2 文字目から12文字目まで、同17行目 2 文 字目から21文字目まで

2 答申第6 - 2 - (2) - ア - (1) 該当部分

報 告 書	非 公 開 部 分
平成3年2月18日 開催分	9枚目5行目33文字目から6行目10文字目まで、同9行目8文字目から33文字目まで、同17行目6文字目から同行最終字まで、同18行目8文字目から同行最終字まで、同19行目2文字目から同行最終字まで
平成3年8月21日 開催分	11枚目26行目
平成5年9月10日 開催分	2頁27行目から29行目まで
平成5年10月27日 開催分	7頁14行目16文字目及び17文字目、同17行目1文字目から3文字目まで、同20行目1文字目及び2文字目、8頁27行目31文字目から28行目2文字目まで、同29行目16文字目から18文字目まで、9頁24行目から26行目まで
平成5年10月29日 開催分	4頁28行目12文字目から21文字目まで、同32行目18文字目から20文字目まで、5頁2行目1文字目から3文字目まで、10頁3行目から22行目まで、同24行目1文字目から3文字目まで、同27行目21文字目から23文字目まで、同28行目11文字目から13文字目まで
平成5年11月10日 開催分	3頁9行目1文字目から21文字目まで、8頁15行目24文字目から26文字目まで、11枚目17行目27文字目から30文字目まで、同19行目9文字目から13文字目まで、12頁2行目から5行目まで
平成5年12月21日 開催分	3頁14行目5文字目から17行目6文字目まで、4頁20行目9文字目から21行目20文字目まで、6頁9行目29文字目から10行目25文字目まで、同14行目1文字目から10文字目まで、同16行目29文字目から31文字目まで、7頁13行目1文字目から11文字目まで、11頁13行目及び14行目

報 告 書	非 公 開 部 分
平成 6 年 1 月 28 日 開催分	12頁20行目26文字目から30文字目まで、13頁 6 行目 1 文 字目から 6 文字目まで

3 答申第6 - 2 - (2) - ア - (ウ)該当部分

報 告 書	非 公 開 部 分
平成4年7月1日 開催分	5枚目4行目及び5行目、同7行目、同9行目から15行目まで、同17行目から20行目まで、同22行目から25行目まで、同27行目から6枚目1行目まで、6枚目3行目から9行目まで、同11行目から13行目まで
平成4年7月23日 開催分	4枚目5行目及び6行目、12枚目12行目、同19行目から22行目まで
平成4年10月27日 開催分	3枚目3行目4文字目から7行目まで
平成5年3月9日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1枚目4行目から11行目まで、発言内容
平成5年4月23日 開催分	9枚目26行目から10枚目3行目まで、10枚目5行目から11行目まで
平成5年6月3日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、発言内容、12頁17行目から20行目まで、7枚目
平成5年6月24日 開催分	8頁10行目28文字目から14行目まで
平成5年10月27日 開催分	13頁20行目
平成6年1月28日 開催分	公務員以外の出席者名、公務員以外の発言者名、1頁4行目1文字目から12文字目まで、5頁12行目、同14行目、同16行目、同18行目、7頁17行目12文字目から22文字目まで、同19行目、同21行目、8頁2行目及び3行目、同5行目、同21行目、11頁7行目、同9行目及び10行目、同12行目、同14行目、同16行目、同19行目6文字目から22行目まで

4 答申第6 - 2 - (2) - ア - (I) 該当部分

報 告 書	非 公 開 部 分
平成2年2月8日 開催分	2枚目13行目13文字目から14行目9文字目まで、4枚目3行目2文字目から17文字目まで
平成2年3月14日 開催分	4枚目11行目2文字目から13行目13文字目まで
平成2年12月20日 開催分	11枚目20行目及び21行目、同26行目30文字目から27行目13文字目まで
平成3年2月5日 開催分	2枚目1行目及び2行目、4枚目9行目11文字目から10行目18文字目まで、6枚目1行目から4行目まで、11枚目20行目及び21行目、同26行目30文字目から27行目13文字目まで
平成3年3月1日 開催分	6枚目4行目から13行目まで、同16行目20文字目から17行目9文字目まで
平成3年3月12日 開催分	4枚目6行目、同15行目19文字目から20行目まで、5枚目20行目及び21行目、6枚目20行目及び21行目、7枚目18行目6文字目から24文字目まで、同21行目23文字目から22行目まで、8枚目6行目から13行目まで、9枚目項目欄11行目、10枚目20行目から22行目まで、同28行目14文字目から29行目13文字目まで、同32行目、11枚目から19枚目まで
平成3年4月1日 開催分	5枚目21行目及び22行目、6枚目9行目から14行目まで、同16行目及び17行目、同19行目から23行目まで、8枚目20行目から22行目まで、同28行目14文字目から29行目13文字目まで、同32行目、9枚目
平成3年6月5日 開催分	5枚目26行目から28行目まで、6枚目12行目22文字目から15行目まで、8枚目9行目から20行目まで
平成3年6月26日 開催分	4枚目29行目28文字目から5枚目3行目まで、5枚目9行目及び10行目、同17行目1文字目から23文字目まで

報 告 書	非 公 開 部 分
平成3年7月31日 開催分	3枚目19行目から22行目まで、同24行目から26行目まで、7枚目20行目から8枚目5行目まで、8枚目7行目、同21行目から9枚目1行目まで、9枚目3行目、同25行目及び26行目、11枚目2行目から5行目まで、同15行目及び16行目
平成3年8月21日 開催分	3枚目21行目から23行目まで、同25行目24文字目から26行目15文字目まで、4枚目24行目3文字目から25行目まで、9枚目12行目1文字目から24文字目まで、10枚目12行目及び13行目、同15行目から19行目まで
平成3年11月15日 開催分	3枚目2行目6文字目から29文字目まで、同9行目30文字目から10行目2文字目まで、同20行目11文字目から21行目17文字目まで、同23行目から4枚目7行目まで、5枚目12行目17文字目から14行目11文字目まで、同18行目3文字目から14文字目まで、同26行目及び27行目、8枚目8行目から13行目まで、同23行目から25行目まで、9枚目27行目29文字目から28行目4文字目まで
平成3年12月6日 開催分	1枚目26行目11文字目から34文字目まで、3枚目19行目から22行目まで、同29行目から31行目まで、5枚目10行目18文字目から24文字目まで、7枚目2行目19文字目から3行目2文字目まで、同22行目23文字目から32文字目まで
平成4年6月23日 開催分	2枚目21行目2文字目から22行目まで、同23行目2文字目から27文字目まで
平成4年7月1日 開催分	2枚目5行目から7行目まで、同9行目から4枚目26行目まで、5枚目4行目及び5行目、同7行目、同9行目から15行目まで、同17行目から20行目まで、同22行目から25行目まで、同27行目から6枚目1行目まで、6枚目3行目から9行目まで、同11行目から13行目まで
平成4年7月23日 開催分	4枚目5行目及び6行目、9枚目18行目から23行目まで、10枚目4行目

報 告 書	非 公 開 部 分
平成 4 年10月27日 開催分	2 枚目 4 行目 2 文字目から 5 行目まで、同11行目及び12 行目、 3 枚目 8 行目 4 文字目から14行目まで
平成 4 年12月25日 開催分	4 枚目15行目から19行目まで
平成 5 年 4 月23日 開催分	9 枚目21行目及び22行目、同24行目、10枚目 5 行目から 11行目まで
平成 5 年 6 月24日 開催分	1 頁23行目30文字目から24行目11文字目まで、 8 頁10行 目28文字目から14行目まで、11頁 2 行目から10行目まで
平成 5 年 7 月 2 日 開催分	4 枚目右側 2 行目から 5 行目まで、同28行目から 5 枚目 左側 1 行目まで、 5 枚目左側22行目及び23行目、同27行目 から同右側 2 行目まで、 5 枚目右側 6 行目
平成 5 年 9 月10日 開催分	2 頁13行目及び14行目、 4 頁25行目 1 文字目から22文字 目まで、 5 頁 6 行目16文字目から 7 行目まで、 6 頁12行目 1 文字目から16文字目まで、 7 頁28行目 1 文字目から18文 字目まで、 8 頁25行目及び26行目、 9 頁21行目、10頁 3 行 目、同25行目から11頁 1 行目まで
平成 5 年 9 月17日 開催分	10頁17行目 3 文字目から13文字目まで、12頁11行目11文 字目から17行目まで、13頁11行目32文字目から20行目まで 、同22行目15文字目から25文字目まで、14頁14行目から16 行目まで
平成 5 年10月27日 開催分	4 頁12行目及び13行目、13頁20行目、14頁 4 行目から 8 行目まで
平成 5 年10月29日 開催分	16頁 2 行目及び 3 行目
平成 5 年11月10日 開催分	8 頁27行目31文字目から28行目まで、13頁29行目

報 告 書	非 公 開 部 分
平成 5 年 12 月 21 日 開催分	3 頁 6 行目及び 7 行目、11 頁 13 行目及び 14 行目
平成 6 年 1 月 28 日 開催分	5 頁 12 行目、同 14 行目、同 16 行目、同 18 行目、7 頁 17 行目 12 文字目から 22 文字目まで、同 19 行目、同 21 行目、8 頁 2 行目及び 3 行目、同 5 行目、同 21 行目、11 頁 7 行目、同 9 行目及び 10 行目、同 12 行目、同 14 行目、同 16 行目、同 19 行目 6 文字目から 22 行目まで、13 頁 14 行目、同 16 行目 1 文字目から 18 文字目まで
平成 6 年 8 月 4 日 開催分	2 枚目 23 行目及び 24 行目
平成 7 年 3 月 10 日 開催分	2 枚目 16 行目 2 文字目から 12 文字目まで、同 17 行目 2 文字目から 21 文字目まで